**介護支援専門員資格に係る各種研修の受講地について**

福島県高齢福祉課

介護支援専門員の資格に係る研修は、**福島県内で開催される研修**（実務研修については、試験の受験地）**の受講が原則です。**

**福島県外で開催される研修の受講を希望し、下記　【やむを得ない事由】に該当する場合、手続により、他の都道府県での受講が認められる場合があります。**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

**【やむを得ない事由】**

**《実務研修の場合》**

（１） 試験に合格後、他の都道府県に移住した（する）場合。

実務研修は、カリキュラムの一部に現地実習があるため、**居住する自治体での受講をやむを得ないものとする。**

**《更新のための研修の場合》**

（２） 本人の体調（急性疾患や妊娠出産等）により、**予定していた研修日程に参加することが難しくなった場合**。

（３） 新規事業所の立ち上げや実地指導等業務の都合により、福島県内で開催する研修日程に参加できないことが**事前に見込まれる場合**。

＊研修の申込失念による受講地変更は認めておりません。その他の事由の場合には、個別に確認を行い判断します。

**【手続き】**

１　【やむを得ない事由】に該当する場合は、各都道府県のホームページより開催予定の研修を確認し、自身が受講対象となる研修を確認する。

　　なお、更新のための研修を受講する場合は、研修の修了時期が、自身の所持す

る介護支援専門員証の有効期間満了日の約１か月以上前にあり、有効期間内に更

新の手続きを行うことができる日程を選択すること。

２　受講を希望する研修の開催元に、自治体外からの受講申し込みについて可否を

確認し、受講の内諾を得ること。

３　福島県のホームページに掲載している「受講地変更申請書」を福島県高齢福祉課に郵送で提出する。

　　なお、必ず所定の期間（他の都道府県）に研修の申し込みを行えるようにすること。

**【提出先・問い合わせ先】**

担　当　福島県高齢福祉課　介護支援専門員研修担当

送付先　〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

電 話 024-521-7745（担当直通）